

厚木市プロポーザル方式等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事、委託等のうち、プロポーザル方式及びコンペ方式（以下「プロポーザル方式等」という。）により、受注候補者を特定する場合の手続における共通の遵守すべき事項を定め、プロポーザル方式等による契約の公正性、透明性及び客観性を担保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務等に対する発想、課題の解決方法、取組体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な想像力、技術力、経験等を有する受注候補者を選定する方式をいう。
- (2) コンペ方式 業務等に関する具体的な企画及び提案を審査し、市にとって最も優れた企画案を提出した者を受注候補者を選定する方式をいう。
- (3) 公募型 提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (4) 指名型 あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。
- (5) 技術提案書等 プロポーザル方式における技術提案書及びコンペ方式における企画提案書をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式等の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識又は豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要する業務であって、高度な知識又は豊かな経験を必要とするもの
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 専門的な技術力及び経験を必要とする建設又は解体に係る業務であって、

計画、設計又は施工の工程のうち、複数の工程を一貫して発注し、履行期間の短縮等を目的とするもの

(5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる業務又は高度な技術的判断を必要とする業務

(6) 高度な技術力、企画力、開発力又は経験を求められる業務

(募集方式)

第4条 プロポーザル方式等の事業者の募集は、公募型又は指名型により行うものとする。

(各部政策調整会議における審議)

第5条 市長は、プロポーザル方式等により受注候補者を特定する場合は、実施の可否を各部政策調整会議において審議するものとする。

(特定委員会の設置)

第6条 市長は、プロポーザル方式等により受注候補者を特定する場合は、技術提案書等特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置するものとする。

2 特定委員会は、委員5人以上をもって組織する。

3 委員は、業務の内容、重要度及び規模に応じて、次の各号に掲げる者のいずれか一方又は双方をもって充てる。この場合において、第2号に該当する者が委員として含まれるときにおける特定委員会は、附属機関として設置が必要となることに留意するものとする。

(1) 市職員

(2) 学識経験者等

4 特定委員会は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 特定委員会の庶務は、業務所管課が担当する。

6 その他特定委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(特定委員会の審議)

第7条 特定委員会は次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) プロポーザル方式等の型

(2) 公募型プロポーザル方式等における参加資格

(3) 指名型プロポーザル方式等における技術提案書等の提出を要請する者

(4) 評価項目及び配点、評価基準、ヒアリングの有無その他評価結果が同点の場合の取扱い等受注候補者の特定に必要な事項

(5) 次点者を特定する基準

(参加資格)

第8条 特定委員会は、次に掲げる事項を参加資格として定めるものとする。

(1) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第 31 号）第 6 条に規定する資格者名簿に登録された者であること。

(2) 次の期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式等にあつては、プロポーザル等参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限から契約締結日までの期間

イ 指名型プロポーザル方式等にあつては、プロポーザル等参加指名通知書の送付の日から契約締結日までの期間

(3) その他特定委員会が必要と認める事項
（実施の公表）

第 9 条 市長は、公募型プロポーザル方式等により受注候補者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた実施要領を作成し、市ホームページ及び市役所の掲示板への掲示その他の方法により公表するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術提案書等の提出者（以下「提出者」という。）に要求される参加資格
- (3) 評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- (6) 参加表明書記載事項の説明
- (7) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (8) 参加資格確認結果通知書及び技術提案等提出要請書の送付期限及び送付方法
- (9) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法
- (10) 技術提案書等の取扱いに係る事項
- (11) 技術提案書等の作成に係る留意事項
- (12) 説明書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
- (13) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
- (14) 評価結果が同点となった場合の措置
- (15) 技術提案書等の特定通知及び非特定通知に関する説明
- (16) 参加資格の喪失に係る事項
- (17) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により実施要領を公表するときは、厚木市契約制度等検

討委員会（以下「検討委員会」という。）の承認を得るものとする。ただし、1件当たりの設計金額が5,000,000円未満の場合は、この限りでない。

（参加表明書の提出）

第10条 市長は、前条第1項の規定による公表において、指定する日までに、参加表明書及び必要書類（同項の規定による実施の公表で指定された場合に限る。）を公募型プロポーザル方式等において技術提案書等の提出を希望する者から、提出させなければならない。

（参加表明者の資格の確認等）

第11条 市長は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、第8条の規定に基づく参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

2 市長は、参加表明者のうち、参加資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

（参加資格確認の通知）

第12条 市長は、参加表明者に対し、第9条の規定による公表において指定する日までに、前条の確認結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として参加資格が認められなかった参加表明者に対しては、参加提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の参加資格確認結果通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

（指名の通知）

第13条 市長は、指名型プロポーザル方式等により受注候補者を特定しようとする場合は、次の事項を定めた実施要領を作成するとともに、特定委員会で選定した提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）に対し、プロポーザル等参加指名通知書により通知するものとする。

(1) 業務名、業務内容及び履行期限

(2) 提出者の資格

(3) 評価基準

(4) 担当部課

(5) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(6) 技術提案等提出意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

(7) 技術提案等提出要請書の送付期限及び送付方法

(8) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

- (9) 技術提案書等の取扱いに係る事項
 - (10) 技術提案書等の作成に係る留意事項
 - (11) 説明書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
 - (12) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
 - (13) 評価結果が同点となった場合の措置
 - (14) 技術提案書等の特定通知及び非特定通知に関する説明
 - (15) 参加資格の喪失に係る事項
 - (16) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定により指名通知をするときは、検討委員会の承認を得るものとする。ただし、1件当たりの設計金額が5,000,000円未満の場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による指名通知において指定する日までに、同通知を受けた要請者の技術提案書等の提出の意思を、技術提案等提出意思確認書により確認しなければならない。
- 4 市長は、前項の技術提案等提出意思確認書を提出しない者を技術提案書等の提出の意思がないものとみなすことができる。

(技術提案書等の提出要請)

第14条 市長は、第11条の規定により参加提案資格を満たす者であることを確認した者（以下「有資格参加表明者」という。）又は前条の規定により技術提案書等の提出の意思があることを記載した技術提案等提出意思確認書を提出した者（以下「意思を有する要請者」という。）に対し、第9条の規定による公表又は前条の規定による指名通知において指定する日までに、技術提案等提出要請書を送付するものとする。

(説明の実施)

第15条 市長は、業務の性格上、対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合には、有資格参加表明者又は意思を有する要請者が一同に会さない形式で、個々に説明を行うことができる。

(技術提案書等)

第16条 技術提案書等の内容は、当該業務の評価項目に照らし極力簡潔なものとする。

- 2 第9条の規定による公表又は第13条の規定による指名通知に示されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。
- 3 技術提案書等の提出後は、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めないものとする。
- 4 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、第9条の規定による公表又

は第 13 条の規定による指名通知に示されている場合を除き、提出者の負担とする。

5 提出された技術提案書等については、返却しないものとする。

6 提出された技術提案書等は、受注候補者の特定を目的として使用するものとし、提出者に無断で本来の目的以外に使用することはできないものとする。
(技術提案書等の特定)

第 17 条 特定委員会は、提出された技術提案書等及びヒアリングを実施した場合における提案について評価基準に基づく評価を行うものとする。

2 市長は、提出者に対し技術提案等評価結果通知書により評価結果を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による評価結果の通知をするときは、検討委員会の承認を得るものとする。ただし、1 件当たりの設計金額が 5,000,000 円未満の場合は、この限りでない。

4 特定されなかった者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。この場合において、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に提出しなければならないものとする。

5 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に書面により回答する。

(結果の公表)

第 18 条 市長は、第 17 条第 2 項に規定する結果について、市ホームページ及び市役所の掲示板への掲示その他の方法により公表するものとする。

(参加資格の喪失)

第 19 条 有資格参加表明者及び意思を有する要請者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された技術提案書等は無効とする。

(1) 第 8 条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、市長は、当該有資格参加表明者及び意思を有する要請者に対し、その業務に係る提案を行うことができない理由又は技術提案書等無効とした理由を付して通知しなければならない。

(受注候補者の失格と次点者の繰り上げ)

第 20 条 市長は、受注候補者が前条の規定により無効となった場合、同条の規定に該当しない者で、かつ第 17 条第 1 項の評価が次点の者を受注候補者とすることができる。

(仕様の決定)

第 21 条 市長は、受注候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容

を決定する。

(契約の締結)

第 22 条 市長は、受注候補者と対象の業務について随意契約により契約を締結するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の特例)

第 23 条 市長は、提案者が多数あることが見込まれ、受注候補者の特定に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事前評価等の必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。